

令和3年度 第8回庁議要旨

日時：令和3年7月20日（火）
午前9時～午前9時50分
会場：防災センター

[審議事項]

1 一般社団法人日本カーシェアリング協会との包括連携協定の締結について（復興政策部）

一般社団法人日本カーシェアリング協会は、平成23年7月に仮設住宅において寄附車を活用し車の共同利用をサポートする「カーシェアリング」のテスト運行を開始した後、同年10月に公的機関の許可を受け正式に事業を開始した。

平成24年2月には本市から同法人へ「カーシェアリング・コミュニティ・サポートセンター」の運営を委託し、仮設住宅をはじめとした地域でカーシェアリングを広め、平成27年6月に復興公営住宅へ導入して以降、会員と対象地域を拡大しており、地域の助け合いや高齢者における交通課題解消の一助となっている。

平成30年8月17日には、災害時における電気自動車による避難所等での電源供給や、市民への車両貸し出し等について定めた「災害時の相互応援に関する協定」を締結しているが、令和3年6月に同法人から包括連携協定を締結したいとの申出があり、協議を行ってきた。

一般社団法人日本カーシェアリング協会との包括連携協定を締結し、市民の利便性向上と地域の活性化を図る。

(1) 主な内容

① 連携事項

- ア コミュニティ・カーシェアリングの普及促進に関すること
- イ 生活困窮者の生活支援に関すること
- ウ SDGsの普及啓発に関すること
- エ 震災伝承に関すること
- オ 地域防災と災害対策に関すること
- カ 地域の魅力発信や観光振興に関すること
- キ その他、目的を達成するために必要な事業に関すること

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和3年7月30日 協定締結式

2 石巻市消防団員の条例定数の見直しについて（総務部）

市町村が設置する消防団員の総数は、消防力の整備指針（平成12年1月21日消防庁告示第1号）により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ

て決定することとされている。

本市消防団においては、高齢化、核家族化に加え震災の影響により実団員数が減少したことから、平成27年4月1日に条例定員を2,501人から2,101人へ見直したが、様々な団員確保策を講じたものの実団員数と定員から大きく乖離している状況である。

震災以前から団員数は減少傾向にあり、団員の高齢化に伴い退団数が入団数を上回っている状況である。

現在の消防団の実情を踏まえ、消防力の整備指針に則り、適切な消防団員の定数を定める。

(1) 主な内容

改正する例規	内容	現行	改正後	差
石巻市消防団条例（第4条第2項）	定員	2,101人	1,851人	△250人
石巻市消防団の組織等に関する規則（第7条別表第2）	班長以上の階級を除く団員数	1,568人	1,318人	△250人

石巻市消防団年度別消防団員入退団推移表

年度	新入団員数	退職団員数	増減	備考
H27年度	45人	90人	(▲45人)	
H28年度	84人	151人	(▲67人)	改選期
H29年度	132人	87人	(45人)	
H30年度	66人	90人	(▲24人)	
R1年度	61人	157人	(▲96人)	改選期
R2年度	83人	62人	(21人)	班再編
R3年度	22人	15人	(7人)	R3.7.1現在

(2) 今後の予定

令和3年9月 市議会第3回定例会に石巻市消防団条例の一部改正について提案
石巻市消防団員の組織等に関する規則の改正
(施行予定年月日：令和3年10月1日)

3 子ども医療費助成の拡充について（健康部）

子どもに対する適正な医療の機会を確保し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学3年生までを対象として、医療費の一部負担金の助成を実施しているところであるが、若い世代の流出を食い止め、将来につなげる施策の展開が重要となっている。

子ども医療費助成の対象者を拡充することで、より子育てしやすい環境を整備し、結婚から子育てまで切れ目のない支援の一助とする。

(1) 主な内容

医療費助成の対象年齢を18歳に達する日の属する年度の末日まで拡大する。

区 分	改 正 後	現 行
通院	<u>18歳</u> 年度末まで（所得制限なし）	<u>15歳</u> 年度末まで（所得制限なし）
入院	<u>18歳</u> 年度末まで（所得制限なし）	<u>15歳</u> 年度末まで（所得制限なし）

※ 令和4年4月診療分から適用する。

(2) 今後の予定

- 令和3年9月 市議会第3回定例会に「石巻市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正及び「システム改修等費用補正予算」を提案
（令和4年4月1日施行予定）
- 12月 市報・ホームページ等による周知
- 令和4年2月 市議会第1回定例会に令和4年度当初予算案提案
- 3月 対象者に受給者証を発送
- 4月 施行

4 字の区域を新たに画することについて（産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県東部地方振興事務所が事業主体となり、平成28年から牡鹿地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。

今般、ほ場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明確となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、新たに字の区域を設定し、対象農地を編入する。

(1) 主な内容

事業区域内の大谷川浜苗代目ほか8の字の一部又は全部の区域を、施行した土地の形状に合わせ字の区域を変更するもの。

新たな字名	左の区域に編入される区域
大谷川浜大谷川一番	大谷川浜苗代目の一部、大谷川浜大谷川二番の一部、大谷川浜前原の一部、大谷川浜川向の一部、大谷川浜小積道山の一部、大谷川浜金越の一部、大谷川浜下町全部、大谷川浜高田の一部、大谷川浜二重坂の一部

(2) 今後の予定

- 令和3年9月 市議会第3回定例会に字の区域を新たに画することについて提案
- 令和4年3月 換地計画確定予定

【報告事項】

1 石巻市上釜ふれあい広場の改修整備について（生活環境部）

上釜地区住民の福祉増進や交流推進等を目的に設置された「上釜ふれあい広場」について、都市計画道路釜大街道線の整備に伴い、同広場の北側一部が道路用地となったことから、同広場の機能を維持するため、改修工事を行う必要が生じている。

施設の改修により同広場の機能を変更する。

(1) 主な内容

【広場面積】

32,681㎡(改修前) → 30,483㎡(改修後)
(道路用地 2,198㎡)

【主な改修内容】

- ・野球場 廃止
- ・人工芝部分改修(ロングパイル人工芝新設) A=3,747㎡
- ・人工芝不陸整正(既設利用人工芝部分) A=5,571㎡
- ・サッカーコート 1面→2面
- ・フットサルコート 1面→2面
- ・防球ネット H=10m 設置 L=90m
- ・メッシュフェンス設置 H=1.2m 設置 L=32m

施設改修に伴い、石巻市上釜ふれあい広場条例の一部を改正する。

【改正内容】

改正後		現行	
適用種目	利用料金 (1時間当たり)	適用種目	利用料金 (1時間当たり)
サッカー (1面につき)	一般 2,250円	野球 サッカー	一般 2,250円
	大学生・高校生 1,500円		大学生・高校生 1,500円
	中学生以下 750円		中学生以下 750円
フットサル (1面につき)	450円	フットサル	450円

(2) 今後の予定

令和3年8月 入札

9月 市議会第3回定例会に石巻市上釜ふれあい広場条例の一部改正について提案
(施行予定年月日:公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日)

8~12月 石巻市上釜ふれあい広場改修工事

令和4年1月 運用開始予定

2 マイナンバーカードの再交付手数料について(生活環境部)

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の公布、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の一部改正により、これまで市町村が条例の規定により申請者から徴収していた「マイナンバーカードの再交付手数料」については「地方公共団体情報システム機構」が徴収することになった。

法律の公布等により、石巻市手数料条例中「マイナンバーカードの再交付手数料」の規定が不要となることから、規定の整理を行う。

(1) 主な内容

石巻市手数料条例別表（第2条関係）におけるマイナンバーカードの再交付手数料800円の規定を削除する。

今後、再交付手数料800円については、地方公共団体情報システム機構からの受託により本市が徴収し、同機構に納入する。

(2) 今後の予定

令和3年9月 石巻市手数料条例の一部改正の専決処分について、市議会第3回定例会に報告し、その承認を求める。

3 令和3年度石巻市地域商品券の再販売について（産業部）

本市では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞する地域経済の活性化と市民の消費喚起を促すため、3割増し商品券を6月1日から販売している。販売方法については、石巻市内の全世帯に1冊ずつ行きわたるように、商品券の引換券を各世帯に郵送し、1世帯1冊限りの販売とした。販売期間は7月30日までとしているが、販売予定数60,000冊（1冊＝1,000円券×13枚）に対し、6月30日現在の販売数は26,712冊となっている。

石巻市地域商品券の残数を再販売することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の景気回復と中小企業者の経営支援を図る。

(1) 主な内容

- ① 概要 当初の販売予定数量60,000冊のうち7月30日までに1,000冊以上売れ残った場合、公募による再販売を行う。
- ② 公募期間 令和3年8月6日（金）～令和3年8月20日（金）※当日消印有効
- ③ 周知方法 地元メディア（石巻かほく・石巻日日新聞、ラジオ石巻）に広告を掲載
・石巻かほく、石巻日日新聞に広告を複数回掲載
・ラジオCMを応募期間中50回ほど放送
・加盟店に再販売の告知ポスターを掲示
- ④ 販売期間 令和3年9月10日（金）～令和3年10月29日（金）
※当選引換券の発送と同時に販売を開始する。
- ⑤ 使用期限 令和3年11月30日（火）
- ⑥ 最低販売冊数 1,000冊
- ⑦ 応募資格 令和3年8月1日時点で石巻市に住所を有する者
※応募はがき1枚につき2冊まで購入可能とする。（複数応募不可）
- ⑧ 応募方法 購入希望者は「専用応募用紙」（往復はがき）により石巻商工会議所へ郵送で申し込む。
※「専用応募用紙」は郵便局備付（市内25郵便局）
- ⑨ 引換券 応募締切り後、往復はがき（返信用）を引換券として発送する。
- ⑩ 販売 応募券1枚につき最大2冊まで販売する。

※応募多数の場合は、はがき1枚当たりの販売数を調整し、調整ができない場合は抽選とする。

※石巻市内の25郵便局で販売する。

(2) 今後の予定

令和3年7月 石巻市地域商品券事業実施要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和3年8月1日)

8月 地元メディア、市ホームページ等により周知

購入申し込み受付開始

3 (仮称)石巻くじら振興協議会の設立について(産業部)

これまで、本市は商業捕鯨再開に向けた活動を実施してきたが、令和元年7月、およそ30年ぶりに商業捕鯨が再開された。

商業捕鯨の再開は、全国の鯨に縁のある自治体や関係者の悲願であったが、商業捕鯨禁止の期間の影響は大きく、捕鯨への理解の低迷、鯨食離れが進んでいる。

捕鯨に関する活動を強化するため、捕鯨への理解促進、鯨食普及の活動を実施する任意団体を設立し、捕鯨産業を将来に渡って維持するとともに、後世に鯨食文化を継承していく。

(1) 主な内容

(仮称)石巻くじら振興協議会を設立する。

- ① 構成員
- | | |
|--------|--|
| 行政 | 石巻市、石巻市教育委員会、宮城県 |
| 水産関係団体 | 石巻市水産振興協議会、石巻魚市場(株)、
石巻市水産加工業協同組合、牡鹿漁業協同組合、
地元捕鯨会社(鮎川捕鯨、外房捕鯨) |
| 商工団体 | 石巻商工会議所、石巻市牡鹿稲井商工会、
(一社)石巻観光協会、(一社)石巻観光推進機構、
(一社)鮎川まちづくり協会、石巻料理店組合、
牡鹿半島旅館民宿業組合 等 |

- ② 活動内容
- ・捕鯨産業の理解促進活動、鯨食普及活動
 - ・令和3年度は、石巻市と共同主催で「全国鯨フォーラム2021石巻」を開催

全国鯨フォーラム2021石巻 開催内容(案)※協議会設立後に決定

開催日 令和3年11月17日 【鯨フォーラム】

基調講演、震災復興報告と御礼、
パネルディスカッション、アトラクション

18日 【エクスカーショ(現地視察)】

ホエールランド、捕鯨会社等見学

令和3年11月中 【市民向け行事】

捕鯨企画展、飲食店による鯨フェア、
市民向け鯨ツアー等

(2) 今後の予定

令和3年7月下旬 (仮称)石巻くじら振興協議会設立

8月上旬 水産庁補助金申請

11月 鯨フォーラム及び関連イベント開催

【その他】

- ・市税条例改正の提案時期及び施行期日(適用開始)について(財務部)

以上